美里町学校給食調理施設運営規則（案）

美里町学校給食調理施設運営規則（平成１８年美里町教育委員会規則第２２号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、美里町学校給食調理施設条例（平成　　年美里町条例第　　号）第４条の規定により、学校給食調理施設の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（給食の実施日数）

第２条　学校給食は、週５日制として、年間を通じて２００日以内で実施するものとする。

（予定献立表、実施献立表及び給食日誌の作成）

第３条　栄養教諭及び栄養士（以下「栄養士等」という。）は、翌月における学校給食の予定献立表を作成し、教育長の承認を受けなければならない。

２　栄養士等は、前項の予定献立表に基づき、実施した学校給食について、実施献立表を作成しなければならない。

３　栄養士等は給食日誌を作成し、記載事項について所属長の後閲を受けるものとする。

（賄材料の購入）

第４条　給食用パン及び米飯は、公益財団法人宮城県学校給食会から購入するものとする。

２　前項を除く賄材料の購入業者は、学校給食用物資取引指名願（別記様式）が提出された業者の中から美里町学校給食運営審議会の答申に基づき、教育長がこれを決定するものとする。

（補則）

第５条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附　則

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。